

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-225
処分の種類	道路予定区域での道路占用料の徴収			
根拠法令条例等・条項	道路法第91条第2項			
処分の概要	道路予定区域について第39条第1項(占用料の徴収)の規定を準用する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「長野県道路占用料徴収条例」による			
基準の制定根拠	長野県道路占用料徴収条例			